資料７

令和６年度　第１回データ利活用WG

# 北海道データ連携基盤共同利用ビジョン（仮称）の策定に向けて（案）

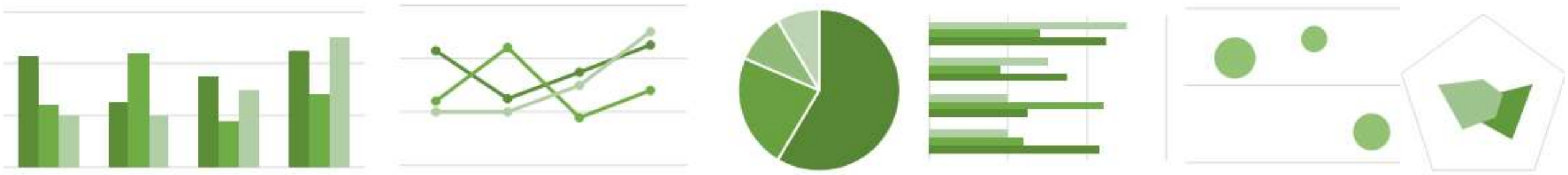

# １ 現状・経過

## （１）国の動き

デジタル庁は、令和６年５月１０日付け事務連絡「データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について」において、データ連携基盤に関する方針を示し、分野別にデータ連携基盤は、原則、都道府県で１つに限るなどの方針を示すとともに、都道府県に対し、次の事項について依頼した。

【データ連携基盤に関する方針】

・分野別にデータ連携基盤は、 原則 、各都道府県で１つに限る

・分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で１つに限る

・これらは原則、サービス／システムのカタログが推奨するデータ連携基盤技術から採用する

【都道府県への依頼事項】

・都道府県は、市町村が保有するデータ連携基盤の整備状況や機能、用途等について現状把握を行うこと（調査結果を国に共有すること）

・都道府県は、既に基盤を保有している市町村など関係市町村と協議の上、令和６年度中にデータ連携基盤の有効活用・共同利用に関するビジョンを策定し、公表すること

・都道府県は、市町村が基盤の新規利用を検討する際に、相談を受けられるよう連絡体制を構築し、基盤の乱立抑制・共同利用を仲介するなどのハブの役割を担うこと

# 1 現状・経過

## （2）基盤整備の状況

現時点では、データ連携基盤の整備について、次表①大阪府のように都道府県レベルでも、市町村レベルでも整備が進んでおり、都道府県間での共同利用を模索しているところもあれば、③北海道のように、都道府県レベルでは整備されておらず、市町村レベルで整備が進んでいるところもあり、それぞれの整備状況等によりビジョンに対する考え方は様々である。

| 整備状況 | | 都道府県 | |
|---|---|---|---|
| | | 整備済 | 未整備 |
| 市町村 | 整備済 | ①大阪府など | ③北海道など |
| | 未整備 | ②長崎県など | ④岩手県など |

・道内市町村の基盤整備状況（５月調査結果）
札幌市、更別村、江別市、小清水町が整備済。
今年度、整備予定の市町村はない。
(R7予定 訓子府町、斜里町)

## （3）他県等の動き

○自治体データ連携基盤共用化研究会　（事務局：大阪府）

広域自治体等が一堂に会し、データ連携基盤の**<u>都道府県間での共同利用</u>**に向けた議論・検討・推進を行うため開催。（39道府県が参加）

○全国都道府県情報管理主管課長会（事務局：地方公共団体情報システム機構(J-LIS)）

今年度の研究テーマとして「**<u>データ連携基盤共同利用ビジョン策定への対応・データ連携基盤のあり方</u>**」を選定。

# 2 ビジョンの策定に当たって

- 今般、デジ田交付金等を活用して基盤の新規利用等を行うに当たって、国が採択（審査）の際に共同利用に関する加点措置を講じるため、道内市町村が不利益を受けないようビジョンを策定する必要
- 策定に当たっては、国の基本的な考え方を踏まえ、基盤の乱立を抑制し、共同利用を促すことを基本
- 基盤を必要とする市町村が、それぞれの必要に応じて、既存の基盤を共同利用する
- 共同利用の範囲については、道内に限る必然性がないため、道外も含めた共同利用を促す
- 共同利用に向けた道の支援内容とともに市町村の提供意向を盛り込む

※我が国におけるあるべきデータ連携基盤の姿が明確でない中で作成する本ビジョンはあくまで暫定のものであり、今後の状況変化に合わせて柔軟に見直すべきものである。デジタル庁の「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」に沿い難い状況が生じた場合や、共同利用では必要なサービスを提供できない場合は、本ビジョンの見直しも含めて柔軟に対応する。

# ３ 道として実施すること

【検討体制】

ビジョンの策定に向けて、有識者で構成する「北海道Society5.0推進会議」の**『データ利活用ワーキンググループ』において検討・協議**

【市町村意見の反映】

基盤保有市町村との意見交換や市町村へのアンケート調査等を通じ、ビジョンの策定に関する**市町村意見を、適宜、集約**し、ビジョンへ反映

【共同利用に向けた支援】

・既に基盤を有する市町村が、他の市町村との共同利用を希望する場合に必要な**共同利用の要綱のひな形を作成**する

・要綱のひな形には、双方の役割分担、利用料等の費用負担、データの取扱い、サービス提供時間、可用性、情報処理の規模など、**共同利用に当たって合意すべき項目について基本的な考え方を示す**

・共同利用は基盤を保有する市町村と基盤を必要とする市町村の双方の合意により行うものではあるが、道において、**相談窓口を設置し、共同利用に向けた協議が円滑に進むよう支援**する

# 4 市町村にお願いすること

【保有する基盤の共同利用を希望する場合】

- 他の市町村との共同利用を目指す場合は、共同利用に関する要綱を定めること
- 要綱には、利用料を含め、保有する基盤を他市町村に供する際の基本ルールを明示すること
- 保有する基盤の仕様情報を公開するとともに、共同利用の申請窓口を開設すること

ビジョンに反映

・共同利用への提供意向がある基盤保有市町村としてビジョンに記載

# 5 スケジュール

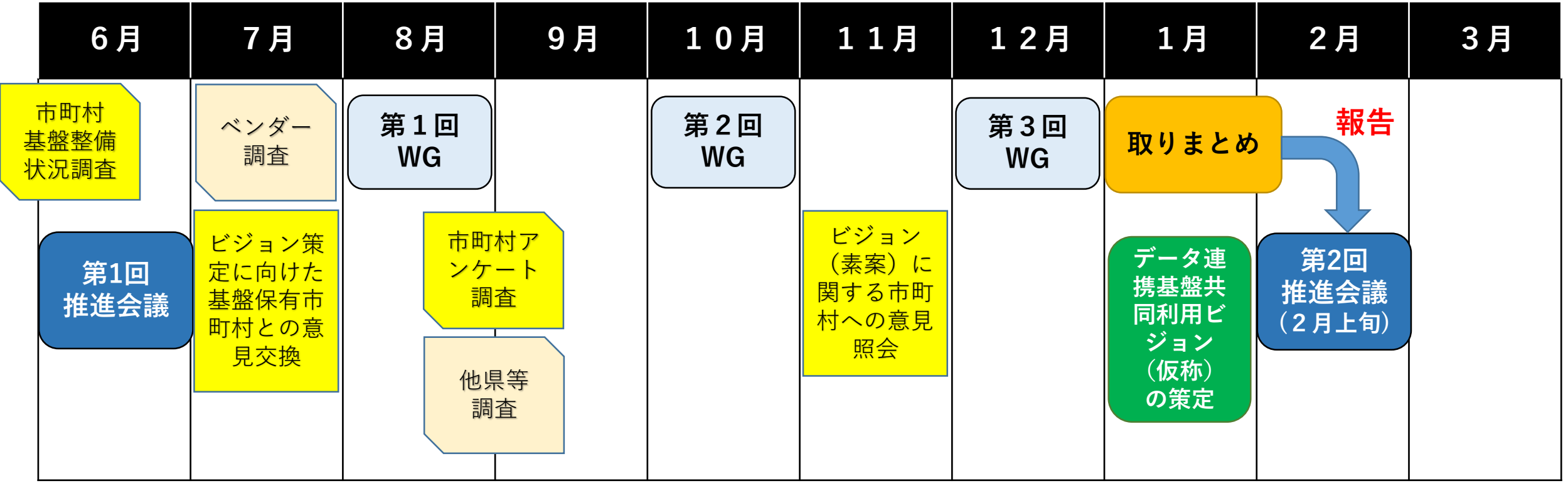


○WGにおける協議内容

・第１回：国からの情報提供（デジタル庁）、道内基盤整備状況調査・ベンダー調査結果の報告、
事例紹介（札幌市、更別村を想定）、ビジョン策定に向けての考え方（案）について

・第２回：市町村アンケート調査・他県等調査結果の報告、事例紹介（基盤ベンダーを想定）、
ビジョン（素案）について

・第３回：ビジョン（案）について